

原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正等に関する原子力安全・保安院における申告案件等の調査経緯

原子力安全・保安院

I. 平成12年6月～11月：7月3日の第1の申告を受け、福島第一原子力発電所1号機蒸気乾燥器の点検作業報告書の調査

日付	申告者、東京電力（株）及びG Eとのやりとり	資源エネルギー庁の内部における対応（注）
平成12年6月		○炉規制法一部改正による申告制度の導入に伴い、申告内容を検討するため、原子力発電安全情報申告調査委員会を資源エネルギー庁（以下「エネ庁」と表記）内に設置準備。
7月3日	第一の申告 (蒸気乾燥器) → ☐東京電力（株）（以下「東電」と表記）福島第一原子力発電所1号機で1989年（平成元年）に実施された点検作業報告書について、米国在住のG Eの作業関係者と称する者から、エネ庁宛に申告する手紙（6月28日付）が届いた。 ☐手紙には、<u>同機の蒸気乾燥器に取り替えが必要なほどのひび割れが6カ所で発見されたこと、乾燥器が本来の位置と180度異なる方向で取り付けられていたことを記載していない検査報告書にサインさせられたこと及び通商産業省用に東電に提出したVTRでは、東電の要求によりひび割れを省略して編集されたことが述べられていた。</u>	○本件申告の内容に関しては、以下の事実関係を確認。 ・申告された内容が事実であった場合に現在運転中の原子炉に安全上の重大な問題を生じさせるおそれがあるか否かが最も重要な問題であるが、当該蒸気乾燥器は、平成3年の定期検査時に既に取りかえられている。 ・蒸気乾燥器の点検は、国による定期検査の対象ではない。 ・平成元年に発生した当該蒸気乾燥器のひび割れについては、東電から通達に基づいてエネ庁に報告され、公表されている。ただし、当該報告では、ひび割れは2カ所となっており、また、ひび割れを発見した検査の日付が、申告者が送付してきた検査記録の日付と異なっている。
7月4日	☐ エネ庁から、東電に対して、申告内容と平成元年に東京電力が報告した内容との相違点について、事実確認をするよう口頭（電話）で依頼。	○第1回原子力発電安全情報申告調査委員会開催。 ・申告内容と当時報告された内容との違いについて、当時の情報を整理した上で、違法性があるか判断すべき。 ・省内の情報を整理した上で事業者に対して直接事実確認をする必要があるが、申告者の個人情報等を伏せる等慎重に取り扱う必要がある。
7月5日	☐ 東電から報告。 ・内容が確認できない、又はG Eの報告書によればそのような事実はない旨文書で回答。	
7月7日	☐ エネ庁から、申告者に受領通知を国際書留郵便にて発送。	○第2回原子力発電安全情報申告調査委員会開催。 ・早急に申告者宛に封書で受領確認のレターを出す。 ・申告者の身分や申告の真意の確認を行う。 ・申告処理のマニュアルを作成する。 ○平成元年当時の福島運転管理専門官事務所の運転管理専門官及び本庁担当者ヒアリングを実施。記憶にない、記憶が定かでない、乃至話を聞いていないというもの。
7月14日	☐ 東電から報告。 ・内容が確認できない、又はG Eの報告書によればそのような事実はない、G E子会社も当時の資料等を保管しておらず、東電もその事実を確認した旨文書で回答。	
7月25日		○エネ庁担当者から、NRCに対して電話により申告制度の内容を調査。
7月31日		○第3回原子力発電安全情報申告調査委員会開催。 ・申告者への申告内容確認のための質問状を发出すべき。 ・申告者から回答があったら、更なる関係者への調査及び電力に対する立ち入り調査を行う。 ・NRCの申告制度の調査を行うことは有効。

（注）本件については、平成13年1月6日の行政機構改革以前は、資源エネルギー庁が担当しており、それ以降は原子力安全・保安院が担当している。

平成12年8月 7日	□申告者に身分照会、申告内容の確認及び関係者の連絡先問い合わせのため、国際書留郵便にてレターを送付。	
9月28日	□エネ庁担当官が、記録確認と現物調査を目的として福島第一原子力発電所の現地調査を実施。 東電から任意提出された記録を確認したが、申告内容を裏付ける記録はなく、当時の蒸気乾燥器は既に放射性廃棄物としてコンテナ25個に密封保管されていたため、現物調査はできなかった。	

Ⅱ．平成12年11月13日～平成14年3月：11月13日の第2の申告を受け、蒸気乾燥器の件とアレンレンチの件の調査

日 付	申告者、東京電力（株）及びG Eとのやりとり	資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院の内部における対応（注）
平成12年11月13日 第二の申告 (アレンレンチ)	□申告者から、福島第一原子力発電所1号機で、1994年（平成6年）の定期検査時に、故意にアレンレンチを炉心シュラウド下部に置いたことを理由としてG Eの技術者が解雇されたことをM I T Iは知っているかという第2の申告内容を含む手紙（11月9日付）が到達。この手紙の中で、申告者は8月の質問状に対する回答を既に送ったが、その後の調査状況を知りたい旨述べるとともに、再就職先を見つけたので、関係者に自分（申告者）の身元を明らかにしてよいと表明。	○申告内容によれば、既に1997年（平成9年）の定期検査時に当該レンチは発見、回収されているとのことであるが、詳しく確認することが必要と判断。 また、申告者が送ったと言っている回答が届いていなかったため、再送してもらうことが必要と判断。
11月15日	□申告者に第2の申告を受領したことを通知するとともに、8月7日付けの質問状に対する回答が届いていないため、再送を要請するレターを国際書留郵便にて発送。	
11月21日	□エネ庁から、東電に対し、第2の申告についての確認及び報告を要請。 □申告者から、8月7日付の質問に対する回答（8月21日付）の再送付をF A Xにて受領。この回答の最後に、自分（申告者）は、失業中の身分であり、求職活動に干渉されるおそれがあるため、再就職先を見つけるまで自分の身元を明かすことは望まないと述べていた。	○第4回原子力発電安全情報申告調査委員会開催。 ・第1の申告（蒸気乾燥器）については、申告者の回答を待って、対応を検討。 ・第2の申告（アレンレンチ）については、申告者に内容を確認するとともに、東京電力に文書で事実関係の確認を行う。G Eに対する調査は、当面行わないこととするが、東京電力の調査内容や申告者からの情報により、再度委員会で対応を検討。 ・申告制度運用に関して、N R Cへの現地調査を行う。
12月5日～7日		○エネ庁担当官が、米国にてN R Cの申告制度の調査を実施。
12月21日	□エネ庁から、申告者に対して、第2の申告内容及び他の関係者の連絡先を含む関連事項を確認するとともに、第1の申告に関する8月21日付の回答内容についての質問をするためのレターを送付。	
12月22日		○第5回原子力発電安全情報申告調査委員会開催。 ・第1の申告に関して、申告者から得られた情報と東電の回答に不整合な部分があるので、東電に対して文書により事実関係の確認を指示する。
12月25日	□エネ庁から、東電に対して、2件の申告に関して、それぞれ文書で調査を要請。	
12月26日		○原子力発電所に係る安全情報申告制度運用要領を制定。
平成13年1月 6日		○行政組織改変により、原子力安全・保安院（以下「保安院」と表記）設立。 ○エネ庁公益事業部原子力発電安全管理課が担当していた2件の申告に関する業務は、保安院原子力保安管理課に引き継ぎ。 ○原子力施設に係る安全情報申告制度運用要領を制定。
1月29日	□申告者から平成12年12月21日付のエネ庁からの質問に対する回答のレター（1月9日付）を受領。 ・レンチの放置は1994年（平成6年）8月6日と27日の間に起こったと聞い	

平成13年1月29日	たが、正確な日付は知らない。 ・1997年（平成9年）のシュラウド交換の際に発見されたと聞いたが、正確な日付は知らない。	
2月～7月	□東電の調査依頼に関して、保安院は、断続的にヒアリングを実施したが、東電は、調査の位置づけがよくわからず、古い話でよくわからないことも多いため、事実確認が進まず、確定的なことが言えないとしていた。	○保安院は、いずれの案件も現在のプラントの安全性に関わらない問題であること及び法令違反の疑いも薄いと考えていたため、緊急性の高い問題とは考えていなかったが、申告内容の確認はする必要があると考え、東電としての見解を示すよう要請。
2月下旬	□申告者から、エネ庁宛に、調査結果を待っているとのレター（2月16日付）が届く。	
3月7日	□保安院から、1月のレターを受領したこと、組織改変が行われ、窓口が変更になったことを知らせるレターを発送。	
6月7日	□申告者から、保安院に調査状況を問い合わせるレター（6月2日付）が届いた。	
8月8日	□東電から、保安院に対して、平成12年12月25日付の第1の申告に関する調査結果の報告が行われた。 ・申告された情報の内容については承知していない。 ・蒸気乾燥器のクラックについては、ドレンチャンネルの2ヵ所については、国に報告したが、ドレンパイプのクラックは脱落する可能性がなく、機能上問題ないものだったので、国への報告はしていない。 ・蒸気乾燥器が180度回転して取り付けられたという情報は確認できない。 ・点検記録のビデオは、現在は保管されていない。また、国への説明にビデオを使用した記憶はない。 ・GETSCO社（現GEII社）に調査依頼した結果、報告書、ビデオ等は現在保管されていないとの回答を得た。当社としても現地を訪問してその事実を確認した。	
8月16日		○第1回原子力施設安全情報申告調査委員会開催。 ・2件の申告について、これまでの情報を総括。法令違反や保安規定違反等を裏付ける事実関係は出てきていない。特に、第2の申告については、福島第一1号機は、1994年（平成6年）8月には、フル出力運転中で圧力容器内に人が入れる状況にはなかった。また、他の原子炉についても調べたところ、申告者のいう時期に検査及びシュラウド交換を行っていたものはなかった。 ・GE社や申告者から紹介された者に調査対象を広げること考えられるが、任意の調査になること、対象者の保護ができないことから、申告情報を再検討して、なお不明の点について東電に再調査を依頼する。
9月13日	□保安院から東電に対して、2件の申告について、不明な点の再調査を依頼。	
10月1日	□東電から、保安院に、9月13日付の調査依頼に対する回答。	
10月11日		○第2回原子力施設安全情報申告調査委員会開催。 ・第1の申告に関しては、 <u>当時蒸気乾燥器の点検に係わったGE関係者に調査依頼する。</u> ・第2の申告に関して、申告者にプラントの確定につながる情報があるか最終確認する。
10月15日	□保安院から、申告者、申告者から名前等の紹介があった者及びGEII日本支社へ調査依頼。 ・申告者に対しては、アレシレンチの炉内放置があったとする原子炉を特定するための追加情報を依頼するレターを发出（国際書留郵便にて） ・申告者から名前等の紹介があった者に対しては、蒸気乾燥器のクラックに関する	

GEへ調査依頼を決定

➡

平成13年10月15日	事実確認ができる情報提供を依頼するレターを発出（国際書留郵便にて） ・G E I I 日本支社に対しては、平成元年当時のG E内関係者の連絡先に関する情報提供を依頼するレターを発出	
10月26日	□申告者から、保安院に回答（10月23日付）。 ・アレンレンチが放置されたのは、福島第一1号機ではなく、3号機の誤り	
11月19日	□G E I I 日本支社が、同年10月15日付の保安院からの情報提供依頼の書簡に関し、保安院に来訪。日本の規制当局から質問文書が送られてきて、非常に驚きを持って見ている旨発言。保安院に平成元年当時におけるG E内の関係者の連絡先を回答。 この際、申告者から名前等の紹介があった者を含むG E関係者に対する調査の回答は日本支社を通して行いたいとの申し入れ。また、保安院の調査に協力していくことを表明。	○G E I I 日本支社を通すか否かという回答の仕方については、G E I I 日本支社側の判断に任せることとした。
11月26日	□保安院から、申告者にアレンレンチが放置されたとする原子炉と放置・発見の期日について再確認のレターを送送。	
12月7日	□申告者から、原子力保安院に回答（12月4日付）。 ・アレンレンチが放置されたのは、福島第一1号機ではなく、3号機 ・放置されたのは1994年（平成6年）8月6日から27日の間で、発見されたのは1997年（平成9年）の夏	
12月14日		○第3回原子力施設安全情報申告調査委員会開催。 ・申告者から名前等の紹介があった者への調査については、G E I I 日本支社からの回答を待つ。 ・さらにG E I I 日本支社が確認した連絡先への調査を行う。 ・アレンレンチの件については、原子炉が特定できないため、調査を終了する。（申告者への連絡は、第1の申告が終了した時に併せて行う。）
12月17日	□保安院から、平成元年当時のG E関係者2名に情報提供依頼のレターを送送。	
平成14年1月31日	□G E I I 日本支社から、保安院に関係者3名中2名の回答を含めて回答。残り1名については、本人と協議の上後日回答すると表明。また、回答を作るために検討したG E T S C O社の報告書の提出を求めるのであれば、東電の承認を求める所存と説明。	○G E関係者の回答は、これまで裏付けが得られなかった蒸気乾燥器のクラックに関する申告者の情報を裏付けることを示唆する内容が含まれていたため、G E T S C O社が東電に提出したとされる報告書の提出をG E I I 日本支社に要請することとした。
2月4日	□保安院から、G E I I 日本支社にG E T S C O社の報告書の提出を要請するレターを送送。	
3月4日	□東電から、保安院に対して、G Eから作業メモのようなものを国に出してよいなどの打診を受けたとの報告があり、また、同社は、同資料は初めて見るものであると説明。	
3月6日	□東電から、保安院に対して、G Eから打診を受けた資料は、正規の検査委託報告書ではないものの、G E社内に存在するレポートであることからすれば、信憑性はあるものと考えている旨の説明があり、また、同社は、国への提出については、G Eの判断に任せるようにしたいと表明。	
3月8日	□G E I I 日本支社から、保安院に対して、東電の許可を得て、福島第一1号機の蒸気乾燥器の検査に関するG E T S C O社作成の1989年英語版報告書が提出された。また、同社は、この英語版報告書の内容が網羅されていない1990年日本語版報告書が存在することを知ったばかりである旨を述べ、相違点について徹底的な究明を行っており、他の報告書にも同様の不自然な問題がないかの調査をする予定であり、終了次第、調査結果を報告すると表明。	○1989年（平成元年）英語版報告書の内容は、第1の申告内容に基本的に一致していたことから、東電及びG E I I 社に対するヒアリングを実施することとした。

Ⅲ. 平成14年3月～8月上旬：申告のあった2件の調査と申告以外の案件の存在の追求

日付	申告者、東京電力(株)及びGEとのやりとり	原子力安全・保安院の内部における対応
平成14年3月19日	申告以外の案件の存在可能性の示唆 → □GE本社(及び弁護士)がGEII日本支社とともに、保安院を訪問。 ・GEIIの社員の1人が、1990年(平成2年)7月に東電の要請により1989年(平成元年)の福島第一1号機蒸気乾燥器の検査報告書を一部改ざんしたことを今年の2月に告白した。本件に関して、GEは完璧な調査を行う。安全上の問題はないと確信している。 ・さらに、その社員は、<u>検査結果及び修理についての秘匿を伴うその他の案件がある</u>と述べている。いずれも東電の要請によるもの。GEは、保安院に対し、調査を行い、その結果を報告すると述べる。	○第1の申告案件について、その内容が相当程度確度の高いものであるとの心証を得て、さらに事実関係の解明を行うべく、GEII社及び東電に調査を続けることとした。 ○他のプラントにおいても、点検記録に不正があった可能性があることが示唆されたが、自ら調査を始めるために必要な具体的なプラント名、時期、対象機器、具体的な不正の内容はまったくわからず、GE側の調査と、結果の報告を要請した。
4月12日	□GE本社及びGEII日本支社が、保安院を再度訪問。 ・1989年(平成元年)の検査は、前回1987年(昭和62年)の検査で発見されたクラックの可能性のある個所の再点検を目的としていた。しかし、1989年の検査では、当初、可能性のある個所にクラックが発見できず、180度反対方向の位置に発見した。このため、1987年に蒸気乾燥器が180度ずれて取り付けられたと推論した。また、それ以外にもクラックを発見した。1989年8月にすべてのクラックを東電に報告した。 ・1989年9月に東電の指示により、再度検査を行ったが、その再検査の結果については、報告書に含まれていない。クラックは修理した。 ・1990年(平成2年)7月に、東電社員から日本語版報告書を作成したGETSCO社員に、財務監査のために必要として、日本語版報告書を修正するよう指示があった。日本語版報告書のデータシートは、サインを維持しながら、切り貼り・修正液で内容を修正し、1990年7月26日の日付にした。もう一つの日本語版報告書も同様に内容を修正して、1989年9月20日の日付にした。89年9月20日付の報告書をGEが受け取ったのは、2000年(平成12年)7月だった。 ・修正されたデータシートでは、クラックの発見された位置が180度異なっているほか、内部クラックの記載、検査日、溶接部位の番号、クラックの数が異なっている。 ・当該社員は、東電の要請によりGE内でデータシートの改ざんに加わったのは自分だけと証言。	
4月16日 ～5月20日	□保安院が、東電からヒアリング(4回)。 東電は、GE報告書については、東電としては内容の確認はできていないと説明。	
5月23日	申告以外の案件の対象機器と件数の概要(20数件)(シュラウド等) → □GE本社が、保安院に対して、原子炉等規制法の規定に基づかない任意なものとして追加情報を提供。 ・東電の他のプラントで、検査報告書に一部記載漏れや検査結果を削除するための修正が行われた。検査結果の削除は、修理を行ったことを隠すためにしたこと、東電社員からの要請である。<u>対象機器は、シュラウドヘッドボルト、蒸気乾燥器、アクセスホールカバー、炉心スプレースパーチャー、シュラウド、ジェットポンプ、炉心モニタハウジングである。修正した情報は、クラックの存在、インディケーションの存在、日付に関するもの。</u> ・修理に関しては、修理を行ったことを隠すために、報告書で、作業内容が不正確	○申告案件以外の記録の不正について、件数、対象機器等の情報が提供されたが、引き続き具体的なプラント名、時期、具体的な不正の内容が明らかでなく、更なる情報の提供を要請しつつ、不正の内容が特定されている申告案件の調査を続けることとした。

平成14年5月23日	であったり、クラックの修理を行ったこと自体を隠していた。 ・<u>事案の発生時期、対象原子炉の特定、具体的な不正の内容など、事案の詳細については調査中であり暫定的であるが、現時点で疑いがある件数は20～25件であった。</u> ・<u>調査はまだ進行中である。</u>	
平成14年5月27日 ～7月19日	□保安院が、東電からヒアリング。(6回) 東電は、GE報告は東電としては承知していないと説明。	

Ⅳ．平成14年8月7日～8月29日：申告案件及び新たに特定された27件の事案の調査

日付	申告者、東京電力（株）及びGEとのやりとり	原子力安全・保安院の内部における対応
平成14年8月7日	□東電は、保安院に対して、<u>申告案件及びGEが調査中の案件を含め、自主点検記録についての不実記載の可能性を認めた上で、社内でも調査体制を組んで徹底的に調査を行っており、保安院の調査にも全面的に協力する旨を申し出た。</u> □また、申告された<u>2件以外の不正が行われた可能性のあるものが、未確定ながら26件あるという調査状況が報告された。</u> ↑ 東電から、申告以外の案件（当時26件）について、時期、プラント名等につき、初めて報告	○申告案件以外の問題がどのプラントのどの時期の何に関する記録であるかという情報が初めて得られ、また、東電から提供される大量の資料を調査する必要があるため、体制を整えて、至急すべての案件について、事実確認を行い、安全上の問題がないかを確認することとした。
8月8日		○保安院内に特別調査チームを設置。
8月9日 ～29日	□東電及びGEから、大量の資料提供及び集中的ヒアリングの実施。 □申告案件の2件以外の件数につき、最終的に27件と確定。	○東電が報告した全29件の事案について、事実確認を行い、運転中の原子炉において隠されていた欠陥が安全上の影響を及ぼすことがないか、独自に分析を行い、外部の専門家の意見も聞いて、確認の上、29日に発表した。